

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
9	国民年金関係事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

田舎館村は、国民年金関係事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

-

評価実施機関名

青森県田舎館村長

公表日

令和7年6月30日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	国民年金関係事務
②事務の概要	国民年金法(昭和34年法律第141号)に基づき、国民年金被保険者に関する各種情報を適正に管理し、基礎年金及び福祉年金、特別障害給付金の受付・審査・報告等の事務を法定受託事務として行う。 ① 被保険者の資格異動の受付・審査・報告 ② 保険料の免除、納付猶予申請の受付・審査・報告 ③ 基礎年金及び特別障害給付金の裁定請求、受給権者の死亡に関する届出の受付・審査・報告 ④ 免除申請や保険料未納者等の所得情報の提供 ⑤ 障害基礎年金等受給者の現況届の受付・審査・報告 ⑥ 障害基礎年金等給付に係る相談及び指導 ⑦ 年金生活者支援給付金受給に係る受付・審査・報告及び所得情報の提供 上記の法定受託事務のほか、厚生労働大臣及び日本年金機構との協議により、被保険者及び受給権者に関する協力・連携事務を行う。
③システムの名称	国民年金システム、宛名管理システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー、社会保険オンラインシステム
2. 特定個人情報ファイル名	
被保険者台帳情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	1.行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)第9条第1項、別表46、128の項 2.番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令第24条の2、第68条の2
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	1.番号法第19条第8号 2.番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表73、74、149、150、156の項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	住民課
②所属長の役職名	住民課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	田舎館村役場 企画観光課 青森県南津軽郡田舎館村大字田舎館字中辻123-1 電話番号0172-58-2111
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	田舎館村役場 住民課 青森県南津軽郡田舎館村大字田舎館字中辻123-1 電話番号0172-58-2111
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年5月15日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年5月15日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	申請者からマイナンバーの提供を受け、その上で記載されたマイナンバーの申請確認を行うなど、「マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドライン」の留意事項等を遵守している。	
9. 監査		
実施の有無	[<input checked="" type="checkbox"/>] 自己点検	[] 内部監査 [] 外部監査
10. 従業員に対する教育・啓発		
従業員に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [] 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	[3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業員に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	IDや生態認証による方法により、権限がある担当者のみがアクセスできるよう管理している。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年3月30日	Ⅱ－1いつ時点の計数か	平成29年1月20日 時点	平成30年3月29日 時点	事後	
平成30年3月30日	Ⅱ－2いつ時点の計数か	平成29年1月20日 時点	平成30年3月29日 時点	事後	
令和1年5月27日	I－1②事務の概要	⑦その他上記に関連する業務	⑦生活生活者支援給付金受給に係る受付・審査・報告	事後	
令和1年5月27日	I－3法令上の根拠	番号法第9条	番号法第9条第1項	事後	
令和1年5月27日	I－3法令上の根拠	別表第1の31、95の項	別表第一の31の項	事後	
令和1年5月27日	I－4①実施の有無	実施しない	実施する	事後	
令和1年5月27日	I－4②法令上の根拠	なし	番号法第19条第7号、別表第二の48、50、111、112の項	事後	
令和1年5月27日	I－5② 所属長役職名	住民課長 工藤修市	住民課長	事後	特定個人情報保護評価に関する規則等の改正に伴う変更
令和1年5月27日	Ⅱ－1いつ時点の計数か	平成30年3月29日 時点	平成31年4月11日 時点	事後	
令和1年5月27日	Ⅱ－2いつ時点の計数か	平成30年3月29日 時点	平成31年4月11日 時点	事後	
令和1年5月27日	Ⅳ リスク対策	－	改正後の様式による新項目の記載	事後	特定個人情報保護評価に関する規則等の改正に伴う変更
令和2年4月20日	I－3法令上の根拠	国民年金法 番号法第9条第1項、別表第一の31、95の項	番号法第9条第1項、別表第一の31、87、90、95の項	事後	
令和2年4月20日	I－4②法令上の根拠	番号法第19条第7号、別表第二の48、50、111、112の項	番号法第19条第7号、別表第二の48、50、111、112、117の項	事後	
令和2年4月20日	Ⅱ－1いつ時点の計数か	平成31年4月11日 時点	令和2年4月9日 時点	事後	
令和2年4月20日	Ⅱ－2いつ時点の計数か	平成31年4月11日 時点	令和2年4月9日 時点	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年4月26日	I-1②事務の概要	<p>国民年金法の規定に基づき、国民年金被保険者に関する各種情報を適正に管理し、基礎年金及び福祉年金、特別障害給付金の受付・審査・報告等の事務を行う。</p> <p>①被保険者の資格異動の受付・審査・報告 ②保険料の免除、納付猶予申請の受付・審査・報告 ③年金裁定請求、未支給年金等の申請の受付・審査・報告 ④免除申請や保険料未納者等の所得情報の提供 ⑤障害基礎年金等受給者の現況届の受付・審査・報告 ⑥障害基礎年金等給付に係る相談及び指導 ⑦生活生活者支援給付金受給に係る受付・審査・報告</p>	<p>国民年金法(昭和34年法律第141号)に基づき、国民年金被保険者に関する各種情報を適正に管理し、基礎年金及び福祉年金、特別障害給付金の受付・審査・報告等の事務を法定受託事務として行う。</p> <p>① 被保険者の資格異動の受付・審査・報告 ② 保険料の免除、納付猶予申請の受付・審査・報告 ③ 基礎年金及び特別障害給付金の裁定請求、受給権者の死亡に関する届出の受付・審査・報告 ④ 免除申請や保険料未納者等の所得情報の提供 ⑤ 障害基礎年金等受給者の現況届の受付・審査・報告 ⑥ 障害基礎年金等給付に係る相談及び指導 ⑦ 生活生活者支援給付金受給に係る受付・審査・報告及び所得情報の提供</p> <p>上記の法定受託事務のほか、厚生労働大臣及び日本年金機構との協議により、被保険者及び受給権者に関する協力・連携事務を行う。</p>	事後	
令和3年4月26日	I-1③システムの名称	国民年金システム、宛名管理システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー	国民年金システム、宛名管理システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー、社会保険オンラインシステム	事後	
令和3年4月26日	I-3法令上の根拠	番号法第9条第1項、別表第一の31、87、90、95の項	<p>1.行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)第9条第1項、別表第一の31、83、95の項</p> <p>2.番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第24条の2、第68条の2</p>	事後	
令和3年4月26日	I-4②法令上の根拠	番号法第19条第7号、別表第二の48、50、111、112、117の項	<p>1.番号法第19条第7号、別表第二第48、50、107、111、112、117の項</p> <p>2.番号法別表第二の主務省令で定める事務を定める命令第26条の3、第26条の4、第56条、第57条、第59条の2の3</p>	事後	
令和3年4月26日	II-1いつ時点の計数か	令和2年4月9日 時点	令和3年4月19日 時点	事後	
令和3年4月26日	II-2いつ時点の計数か	令和2年4月9日 時点	令和3年4月19日 時点	事後	
令和3年4月26日	IV-8 内部監査	—	○	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年8月17日	I-4②法令上の根拠	1. 番号法第19条第7号、別表第二第48、50、107、111、112、117の項 2. 番号法別表第二の主務省令で定める事務を定める命令第26条の3、第26条の4、第56条、第57条、第59条の2の3	1. 番号法第19条第8号、別表第二第48、50、107、111、112、117の項 2. 番号法別表第二の主務省令で定める事務を定める命令第26条の3、第26条の4、第56条、第57条、第59条の2の3	事前	番号法の改正による番号法第19条の号ズレ修正
令和4年8月25日	II-1いつ時点の計数か	令和3年4月19日 時点	令和4年8月17日 時点	事後	
令和4年8月25日	II-2いつ時点の計数か	令和3年4月19日 時点	令和4年8月17日 時点	事後	
令和5年5月25日	II-1いつ時点の計数か	令和4年8月17日 時点	令和5年5月12日 時点	事後	
令和5年5月25日	II-2いつ時点の計数か	令和4年8月17日 時点	令和5年5月12日 時点	事後	
令和6年5月21日	II-1いつ時点の計数か	令和5年5月12日 時点	令和6年5月13日 時点	事後	
令和6年5月21日	II-2いつ時点の計数か	令和5年5月12日 時点	令和6年5月13日 時点	事後	
令和7年6月23日	I-3法令上の根拠	1. 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)第9条第1項、別表第一の31、83、95の項 2. 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第24条の2、第68条の2	1. 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)第9条第1項、別表の46、128の項 2. 番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令第24条の2、第68条の2	事後	番号法改正に伴う変更
令和7年6月23日	I-4②法令上の根拠	1. 番号法第19条第8号、別表第二第48、50、107、111、112、117の項 2. 番号法別表第二の主務省令で定める事務を定める命令第26条の3、第26条の4、第56条、第57条、第59条の2の3	1. 番号法第19条第8号 2. 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の73、74、149、150、156の項、第75条、第76条、第151条、第152条、第158条	事後	番号法改正に伴う変更
令和7年6月23日	II-1いつ時点の計数か	令和6年5月13日 時点	令和7年5月15日 時点	事後	
令和7年6月23日	II-2いつ時点の計数か	令和6年5月13日 時点	令和7年5月15日 時点	事後	
令和7年6月23日	IV-8人手を介在させる作業	記載なし	人手を介在させる作業の追加	事後	様式変更による追加
令和7年6月23日	IV-11最も優先度が高いと考えられる対策	記載なし	最も優先度が高いと考えられる対策の追加	事後	様式変更による追加